

奈良県立香芝高等学校 香志会（同窓会）慶弔規定

- 第 1 条 会員等の死亡の場合は、次の香料を供え、弔意を表す。
1. 同窓会の活動に貢献のあった会員死亡のとき、香料 10,000 円と櫛一對または供花・生花。
 2. 現職教職員死亡のとき、香料 10,000 円と櫛一對または供花・生花。
 3. 1 及び 2 の配偶者又は父母（同居以外の義父母は除く）死亡のとき香料 5,000 円と櫛一對または供花・生花。
- 第 2 条 同窓会の活動に貢献のあった教職員が、本校から転勤または退職する場合は、5,000 円を賤別として贈る。
- 第 3 条 その他特別な事項について、その都度役員が協議のうえ処理するものとする
- 第 4 条 本規定は、本則に反しない限り役員会で改廃することができる。
- 付 則 本規定は、平成 9 年 11 月 16 日より適用する。
平成 29 年 2 月 18 日 一部改正

奈良県立香芝高等学校 香志会（同窓会）補助金規定

- 第 1 条 特別な全国大会に出場した場合の同窓会からの補助金額について
1. 初出場の場合、金 200 万円を上限とする。ただし、同じ部が 5 年以内に出場した場合は金 100 万円とする。また同じ部でも 5 年以上全国大会出場のブランクがある場合は、再び 200 万円を上限とし、その年から数えて 5 年以内に出場した場合は金 100 万円とする。
 2. 追加援助は原則行わない。
 3. 特別な全国大会とは野球の甲子園、冬季のサッカー・バレーをさす。
 4. この規約を改正する場合は、総会で行うものとする。また、緊急を要する場合は臨時役員会で審議できることとする。
- 付 則 本規定は、平成 28 年 2 月 21 日より適用する。